

〔2〕 日常生活用具給付一覧

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具	◎特殊寝台	腕、脚等の訓練の出来る器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	154,000円	18歳以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がい1・2級と同程度の状態にある者
	◎特殊マット	褥そうの防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5	19,600円	3歳以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級
						知的障がい	A判定
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がい1・2級と同程度の状態にある者
	訓練用ベット	腕、脚等の訓練の出来る器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8	159,200円	学齢児以上 18歳未満	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がい1・2級と同程度の状態にある者
	訓練椅子 (児童)	原則として附属のテーブルをつける	5	33,100円	3歳以上 18歳未満	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級
	◎特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもので、障がい者又は介護者が容易に使用し得るもの	5	67,000円	学齢児以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1級で常時介護を必要とする者
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がい1級と同程度の状態であって、常時介護を必要とする者
	入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5	82,400円	3歳以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級で入浴に当たって家族等他人の介助を要する者
	◎体位 変換器	障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの	5	15,000円	学齢児以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級で寝たきりの状態にある者
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がい1・2級と同程度の状態であって、寝たきりの状態にある者
	◎移動用 リフト	介護者が重度身体障がい者・児を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの (ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く)	4	159,000円	3歳以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級
						難病患者等	下肢又は体幹機能1・2級と同程度の状態にある者

◎のついている用具・・・介護保険の被保険者は介護保険のサービスが優先されます。

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
自 立 生 活 支 援 用 具	◎入浴補助 用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るもの（組み立て式介護浴槽を含む。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く）	8	90,000円	3歳以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	入浴に介助を要する者（ただし、公費助成により既に浴室の改修を行った者を除く）
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がいと同程度の状態であって、入浴に介助を要する者
	◎便器	障がい者が容易に使用し得るもの（手すりの設置も含む。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く）	8	9,850円	学齢児以上	下肢機能障がい 体幹機能障がい	1・2級で排泄に当たって介助を要する者
						難病患者等	下肢又は体幹機能障がい1・2級と同程度の状態にあつて、排泄に当たって介助を要する者
	T字状・棒状のつえ	木材（外装ニス塗装） 夜光材付 全面夜光材付 白又は黄色ラッカー	3	2,200円 2,610円 3,400円 2,460円	3歳以上	平衡機能障がい 下肢機能障がい 体幹機能障がい	移動において杖を必要とする者（ただし、白杖、三点杖、松葉杖等が必要な者は除く）
		軽金属 夜光材付 全面夜光材付 白又は黄色ラッカー		3,000円 3,410円 4,200円 3,260円			
	◎移動・移乗 支援用具	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること ①障がい者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動・移乗動作の補助、段差解消等の用具 （ただし、設置にあたり、住宅改修を伴うものを除く）	8	60,000円	3歳以上	平衡機能障がい 下肢機能障がい 体幹機能障がい	家庭内の移動等において介助を必要とする者
						難病患者等	
	頭部保護帽	ヘルメット型で、転倒の衝撃から頭部を保護できる性能を有するもの （主材料：スポンジ・革）	3	オーダーメイド 15,200円	3歳以上	平衡機能障がい 下肢機能障がい 体幹機能障がい	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障がいにより、頻繁に転倒する者
				既製品 12,160円		知的障がい 精神障がい	てんかんの発作等により、頻繁に転倒する者

◎のついている用具・・・介護保険の被保険者は介護保険のサービスが優先されます。

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
自 立 生 活 支 援 用 具	特殊便器	足踏みペダル等にて温水・温風を出し得るもの（ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く）	8	151,200円 ただし、洋式便器が既設の場合、原則として便座部分（操作盤を含む）のみの給付とし、50,000円	学齢児以上	上肢機能障がい	1・2級
						知的障がい	A判定
						難病患者等	上肢機能1・2級と同程度の状態にある者
	電磁調理器	視覚障がい者又は知的障がい者が容易に使用し得るもの	6	41,000円	18歳以上	視覚障がい	1・2級
						知的障がい	A判定
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10	7,000円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級
	聴覚障がい者用屋内信号装置	音・音声等を視覚・触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む）	10	87,400円	3歳以上	聴覚障がい	2級
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8	15,500円 ただし、通常の市販品で対応可能な場合は、5,000円	3歳以上	身体障がい	身体障がい1・2級であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な者（1世帯につき2台を限度とする。ただし、グループホーム等入居者を除く）
						知的障がい	知的障がいA判定であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な者（1世帯につき2台を限度とする。ただし、グループホーム等入居者を除く）
						精神障がい	精神障がい1級であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な者（1世帯につき2台を限度とする。ただし、グループホーム等入居者を除く）

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
自 立 生 活 支 援 用 具	自 動 消 火 器	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8	28,700円	3歳以上	身体障がい	身体障がい1・2級であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がいのある者 (ただし、グループホーム等入居者を除く)
						知的障がい	知的障がいA判定であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がいのある者 (ただし、グループホーム等入居者を除く)
						精神障がい	精神障がい1級であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がいのある者 (ただし、グループホーム等入居者を除く)
						難病患者等	身体障がい1・2級と同程度の状態であって、火災発生の感知・避難が著しく困難な障がいのある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯 (ただし、グループホーム等入居者を除く)

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5	51,500円	3歳以上	じん臓機能障がい	人工透析を必要とする者（医師の意見書等により、透析療法を行っていることが確認できる者）自己連続携帯式腹膜灌流患者に限る
	ネブライザー（吸入器）	障がい者が容易に使用し得るもの	5	36,000円	3歳以上	呼吸器機能障がい	3級以上であって、使用が必要と認められる者
						身体障がい	呼吸器機能障がい3級以上と同程度の身体障がいであって、使用が必要と認められる者
						難病患者等	呼吸器機能障がい3級以上と同程度の状態であって、使用が必要と認められる者
	たん吸引器	障がい者が容易に使用し得るもの	5	56,400円	3歳以上	呼吸器機能障がい	3級以上であって、使用が必要と認められる者
						身体障がい	呼吸器機能障がい3級以上と同程度の身体障がいであって、使用が必要と認められる者
						難病患者等	呼吸器機能障がい3級以上と同程度の状態であって、使用が必要と認められる者
	たん吸引器 ネブライザー 両用器 （次ページあり）	障がい者が容易に使用し得るもの	5	72,450円	3歳以上	呼吸器機能障がい	3級以上であって、使用が必要と認められる者 （ただし、ネブライザー又はたん吸引器との併給は不可）
						身体障がい	呼吸器機能障がい3級以上と同程度の身体障がいであって、使用が必要と認められる者 （ただし、ネブライザー又はたん吸引器との併給は不可）

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
在宅療養等支援用具	たん吸引器 ネブライザー 一両用器 (前ページ あり)	障がい者が容易に使用し 得るもの	5	72,450円	3歳以上	難病患者等	呼吸器機能障がい3 級以上と同程度の状 態であって、使用が 必要と認められる者 (ただし、ネブライザー 又はたん吸引器との 併給は不可)
	酸素ボンベ 運搬車	障がい者が容易に使用し 得るもの	10	17,000円	学齢児以上	呼吸器機能 障がい	医療保険における在 宅酸素療養を行う者
	視覚障がい 者用体温計	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	5	9,000円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級
	視覚障がい 者用体重計	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	5	18,000円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級
	視覚障がい 者用血圧計	視覚障がい者が容易に 使用し得るもの	5	15,000円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級
	動脈血中酸 素飽和度測 定器 (パルスオキ シメーター)	呼吸状態を継続的にモ ニタリングすることが可能 な機能を有し、難病患者 等が容易に使用し得るも の。	5	157,500円	-	難病患者等	血中酸素飽和度及び 呼吸状態を継続的に モニタリングする必要 がある者 (ただし、小児慢性特 定疾患児日常生活用 具給付事業の対象者 である場合はそちらを 優先とする)

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	携帯用会話補助装置	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者・児が容易に使用し得るもの	5	98,800円	学齢児以上	音声機能障がい 言語機能障がい 肢体不自由	発声・発語に著しい障がいをもつ者
	情報・通信支援用具	障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器、アプリケーションソフト	5	100,000円	学齢児以上	上肢機能障がい 視覚障がい	1・2級
		視覚障害者用物品識別装置(タッチ式ボイスレコーダー)	6	39,900円	学齢児以上	視覚障害	1・2級
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6	349,000円	学齢児以上	視覚・聴覚障がい重複	視覚障がい1・2級かつ聴覚障がい2級の重複障がいであって、必要と認められる者
	点字器	触覚で識別できる凸点を組み合わせて構成される点字を打つための用具(点筆を含む)	7	標準型 木製 10,400円 プラスチック製 6,600円	学齢児以上	視覚障がい	点字を使用する者
			5	携帯用 木製 7,200円 プラスチック製 1,650円			
	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	5	63,100円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級であって、本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる者
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつDAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	録音・再生機 85,000円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
情 報 ・ 意 思 疎 通 支 援 用 具	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	文字情報と同一紙面上に掲載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	99,800円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級
	視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの又は活字文書を認識し、音声読み上げるもの	8	198,000円	学齢児以上	視覚障がい	本装置により文字等を読むことが可能になる者
	視覚障がい者用時計	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	10	触読式 10,300円 音声式 13,300円	学齢児以上	視覚障がい	1・2級
	ファックス	一般の電話器に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であって、障がい者が容易に使用できるもの	5	25,000円	学齢児以上	聴覚障がい 音声機能障がい 言語機能障がい	聴覚又は発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者(ただし、1世帯につき1台に限る)
	聴覚障がい者用情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	6	88,900円 (取付工事費等、装置の設置にあたって派生的に発生する周辺経費は、自己負担)	学齢児以上	聴覚障がい	本装置によりテレビの視聴が可能になる者
	人工喉頭 (次ページあり)	(笛式) 呼吸によりゴム等の膜を振動させビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (電動式) 顎下部等にあてた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	4 5	5,000円 気管カニューレ付 8,100円 70,100円 (電池又は充電器を含む)	3歳以上	音声・言語機能障がい	喉頭を全摘出したことにより音声機能を喪失した者

支援	種目	仕様	耐用年数	給付限度額	対象者		
					年齢	障がい等	給付条件
情報・意思疎通支援用具	人工喉頭 (前ページあり)	埋込型人工鼻	－	月額 23,100円 人工鼻用 カセット及び取付シール	3歳以上	音声・言語機能障がい	喉頭を全摘出したことにより音声機能を喪失した者
	視覚障がい者用地上デジタル放送対応ラジオ	テレビ音声及びAM／FM放送を受信する機能を有し、かつ、災害時の緊急放送を受信するもので、視覚障がい者・児が容易に使用し得るもの	6	29,000円			
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄便袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋(付属品を含む)	－	月額 8,900円	－	直腸機能障がい	ストマ造設者
		蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きのもの(付属品を含む)	－	月額 11,700円	－	ぼうこう機能障がい	
		※付属品…皮膚保護ペースト、皮膚保護パテ、皮膚保護パウダー、皮膚保護ウエハー、固定用ベルト、サージカルテープ、コンベックスインサート、剥離剤(リムーバー)、皮膚皮膜剤(スキンバリア)、レッグバッグ(尿路ストマ)、ナイトドレーナージバッグ、パウチカバー、消臭剤、入浴用装具					
	紙オムツ	紙オムツ(付属品を含む)	－	月額 12,000円	3歳以上	直腸機能障がい ぼうこう機能障がい	ストマ周辺に、治療による軽快の見込みのない著しい皮膚のびらんがある、又はストマの変形のため、ストマ装具を装着できない者
						身体障がい	先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がいもしくは排便機能障がいがある者
身体障がい						おおむね3歳未満に発現した脳性まひ等の非進行性の脳原性運動機能障がいにより、排尿もしくは排便の意思表示や自力でトイレに行くことが困難で、かつ、介助による定時排泄が困難な者	
※付属品…洗腸用具、衛生用品(サラン、ガーゼ、脱脂綿等)							

支 援	種 目	仕 様	耐 用 年 数	給 付 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 が い 等	給 付 条 件
排 泄 管 理 支 援 用 具	収尿器 (男性用)	採尿器と蓄尿袋で構成されており、尿の逆流防止装置がついているもの ラテックス製又はゴム製品	1	普通型 7,700円 簡易型 5,700 円	学齢児以上	身体障がい	高度の排尿機能障がい を有する者 ・排尿を自分の意思で コントロールすることが 出来ず、常時失禁状態 にある者 ・脊椎損傷等による排 尿機能障がい(特に失 禁のある場合)により収 尿器を必要とする者
	収尿器 (女性用)	耐久性ゴム製採尿袋を有するもの	1	8,500円	学齢児以上	身体障がい	
		ポリエチレン製の採尿袋導入ゴム管付(採尿袋20枚を1組)	1	5,900円			
居 宅 生 活 補 助 用 具	居 宅 生 活 動 作 補 助 用 具	難病患者等の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	1 回	200,000円	3歳以上	難病患者等	自宅内の移動に居宅生活動作補助用具を必要とする者(ただし、住宅改修費助成事業の対象者である場合はそちらを優先とする)

【3】 日常生活用具貸与一覧

支 援	種 目	仕 様	貸 与 期 間	貸 与 限 度 額	対 象 者		
					年 齢	障 がい 等	貸 与 条 件
自立生活支援用具	緊急通報装置	急病等の緊急事態発生時に障がい者が簡単な手段で確実に第3者に通報することができるもの	貸与を受けた者が施設等に入所し、転出し、又はその他の事情により装置を必要としなくなるまでの期間	16,000 円 (装置の設置に要する初期費用を含む) 装置の使用に係る電話の回線使用料及び通話料は、利用者の負担とする。	学齢児以上	身体障がい	次のすべての要件を満たす者 ①身体障がいの程度が1・2級の者であって、定期的に安否の確認を必要とする状態の者 ②市内の住居において、ひとり暮らしの者及びこれに準ずる世帯の者(施設入所者、グループホーム等の入居者は除く。) ③近隣の縁者又は知人のうちから連絡協力員を指名できる者
						-	上記と同様の状態であると市長が認める者